

中込地区のまちづくりの構想策定に係る有識者会議設置要領

(設置)

第1条 中込地区のまちづくりの構想（以下「まちづくり構想」という。）の策定に当たり、地域の関係者等の意見を幅広く反映させるため、中込地区のまちづくりの構想策定に係る有識者会議（以下「会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 会議は、まちづくり構想策定に関し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、地域の関係者等のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から、第2条に定める任務が終了する日までとする。

(座長)

第5条 会議を円滑に運営するために、会議に座長を置き、委員の互選により選出する。

2 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。

(意見聴取)

第6条 会議は、まちづくりの特定の事項の検討を行うため、必要に応じ委員以外の者から意見聴取を行うことができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年2月11日から施行する。